

口15～30万の地域に区分され、その地域内の自治体が共同で医療サービス体制を確立しており、しかもこの場合フィンランド政府は医療機関の維持管理費の平均50%を負担している。さらにスカンジナビア諸国では、病院の機能分化、組織化が発達しており、まず人口約100万ごとに高度の専門各科および医学教育の機能を有する地域病院があり、つぎに人

口15～30万に1ヵ所の各科を備えた中央病院、さらに一般医による20～30床程度の地区病院の三種類によって医療サービスが運用されており、技術水準は高く、しかも患者の負担はきわめて少ないこと、また将来計画としては病院外における“open medical care”的推進が企図されていることなどが述べられた。

(橋本正己 国立公衆衛生院)

## 社会保障にかんする会計検査院報告

毎年、会計検査院から大統領に対して社会保障に関する検査報告が提出されているが、この7月、1967年度の報告書が提出された。報告書の内容は、かなり細部にまでわたっているが、そのなかの主なものについて紹介しよう。

### 財政状況

67年8月21日に公布された社会保障改革令による改革が行なわれなかったとしたら、社会保障一般制度は、1968年度ではほぼ40億フランの赤字となっていただろうと、検査院では



見積っている。今度の改革は、検査院が年度の報告書で提案した社会保険財政および会計の分離や運営組織の改革が実施され、運営当事者の財政安定に関する責任は今までにくらべて明確になった。しかし、医療費の増高のペースを抑えるための措置が不十分であるために、これで将来の不安がなくなったのではない。

農業経営者制度については、経営者たちの財政負担の度合が少ないと指摘したが、この点についてかなり改善されたとはいえ、まだ暫定的なものでしかない。

社会保障金庫が運営する病院、福祉施設、運動場などの諸施設については、「社会保障城のスキャンダル」といわれた国土解放後の膨れあがり方に比べれば、かなりよくなっているがまだ無駄が多い。

### 薬剤

社会保障の一般制度だけでも、1967年度で、医療費の約28%（入院を含めると優に30%をこえよう）に相当する40億フランが薬剤費で占められている。この薬剤の流通に関する改

革案のうち実施されたものはわずかしかない。67年5月の広告規制に関する改革については特筆することはないが、その問題点として、67年6月、ペルピニャン地区の医師が屋内テニスコートを建設したさい、製薬業者に対して寄附を要請し、施設の入口に寄附者の名を掲げることにした1例をあげるに止める。

さらに、検査院は、被保険者に対する薬剤受給のために、社会保障金庫が相互扶助組合方式の薬局を設けることが望ましいと提案している。というのは、薬剤濫用の責任の一端は医師にあり、調査によれば、薬剤の異常ともいえる使用量は、大部分医師の処方にもとづくものであるからである。これは、投薬、剤型、使用法の不明確さ、場合によっては、患者の要求によってすでに購入した薬剤のヴァニエット（薬剤費償還のために貼付するラベル）を利用するため特定薬剤を処方したり、包装の仕方によって治療に必要な期間以上の処方をしていることにも原因がある。医師の処方に厳格さが欠けていることもさることながら、1964年度の検査院報告で指摘され

ているように、社会保障機関の顧問医による監査が怠慢であることも原因の一つである。ほとんどすべての社会保障機関は、給付支払いや直接的な会計的操作には関心を示すが、明らかな不正の場合を除いて、処方が適正であるかどうかについての監査は等閑視されている。したがって、診療費請求書類の審査が支払い事務を遅らせないようにという配慮から、また業務が定常化してしまった結果、支払い窓口での薬剤に関する審査は、「フリーパス」という現状である。

現在のような審査機構の停滞に対する解決策の一つとして、検査院は鉱山制度などのような、薬剤処方に関する定期的報告を医師から受けすことによって、ある種の医師の薬剤濫用傾向を抑制できるだろうと考えている。

### 老 齢 保 険

鉱山制度では、鉱内夫の急激な減少と退職者の増加によって、重大な財政危機に直面している。1966年の年金受給者は、被保険者数22万7,400人に比し36万5,000人で、その比は、1958年を100として、1962年で127、1966

年で161となっている。検査院は、こうした財政状況を改善するため、特に次のような措置を講ずるよう提案している。

——会計計画の確立と、現在、6万人に足りない扶助組合が八つもあるが、これらを統合するなど、事務組織面での改革

——これらの扶助組合の運営や施設管理の強化と、激増する医療保険支出の赤字対策をたてること。1966年度で4,100万フラン、1968年度で5,800万フラン、1970年度で1億6,700万フランにのぼると予想される

検査院は、鉱山制度が何らかの強力な財源をみつけない限り、国庫や公共体の補助を必要としなければならず、そうなれば制度の自立性を放棄することになるとして、総合的な制度に統合する検討がなされるよう提案している。

また、職人の全国金庫についても、1968年度の財政難が予想される。検査院は、これは人口構成と負担増という二重の原因によるとみていく。保険料の点数単価は、1965年から1967年で、46.40フランから55フランに増額しているのに、退職年金点数の単価は、4フ

ランから4.95フランに引上げられたにすぎず、保険料の増加に比べてきわめてわずかしか増加していない。

### 保険料の徴収

検査院は、保険料の徴収率をもっと高くするよう勧告してきた。1967年についてみると、パリ地区では、8月15日現在で、3万フラン以上の保険料未収納件数は4,559件あり、

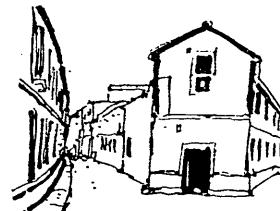
## 被用者年金制度の改革

被用者一般のための退職・遺族年金に関する1967年10月24日の王令第50号が同月27日に公布された。

この王令は、従来労働者、職員、鉱夫、および船員の各部門につき別々に設けられていた被用者年金諸制度を、1968年1月1日から一本の制度に統合しようとするものである。

1件当たり平均額は約18万フランである。他の地区について、同じ8月15日現在で1万フラン以上の未収納件数は1万6,537件で、1件当たり平均額は4万フランである。これは、全国の徴収組合のうち3分の1近い組合で、事業主や自営業者の保険料徴収の管理が十分に行なわれていないことによっている。

*La Cour des Comptes: Le Rappoert de la Cour des Comptes 1967.* (藤井良治 厚生省)



そのため、ベルギーの従来の年金制度の運営および財政の組織に大幅な変革がもたらされることになった。ただし、従来の年金法制の基本原則としての、年金給付の所得比例制および個人別計算の原則は、従前のまま維持されることになっている。

### 運営組織の改組

この王令により、「全国被用者年金局」が設置された。これにより、従来の「全国労働者年金局」、「全国鉱夫退職年金基金」ならびに船員(ベルギー籍の船舶の船員)のための「扶助・福祉基金」はすべて廃止され、これらの諸組織に属した権利・義務および資産・債務は、新しく設置された「全国被用者年金局」がこれを承継することとなった。この年金局は、社会保障および福祉制度の管理に関する法規定に従って運営される。なお、各被保険者部門からの代表がうまくそれら部門を代表するように、理事会の構成員の数が24名に引き上げられ、使用者団体代表12、労働者団体代表12とされた。

### 財政組織の改組

今回の改革は、従来各制度ごとに異なっていた財政組織を单一のものに統合し、一方に準備積立金をとっておきながら、賦課方式を一般化し、かつ将来における積立ての必要を排除することによって、従来の4年金制度の